購入雑誌の保存分担に関する取扱要領

（目的）

栃木県公共図書館協会は、加盟館の効率的な収蔵を考慮し、所蔵する資料のうち購入雑誌について有効な利用を図るとともに、保存を分担するものとする。

（保存分担購入雑誌）

第１条　保存分担する購入雑誌（以下「保存分担誌」という。）は、別表のとおりとする。

（保存館）

第２条　保存館は、別表のとおりとする。

２　保存に困難を生じたときは、速やかに栃木県公共図書館協会長に報告し、取扱いについて協議するものとする。

３　協議の結果、会長がやむを得ないと認めた場合は、別紙「保存分担誌の収集中止等の取扱について」により処理するものとする。

（保存分担誌の収集中止）

第３条　保存分担誌を収集中止する場合は、前条第２項及び第３項に準ずるものとする。

２　保存分担誌が終刊・廃刊・休刊等になった場合は速やかに栃木県公共図書館協会長に報告するとともに引き続き保存を分担するものとする。

（保存分担誌の欠号等の補充）

第４条　保存館以外の保存分担誌を所蔵する図書館が雑誌を廃棄または除籍するときは、保存分担誌の欠号等を補充するため、事前に栃木県公共図書館協会長及びその雑誌の保存館にリストを送付するものとする。

（会議）

第５条　この要領については、逐次刊行物検討委員会において定期的に検討を行い、必要に応じて見直しをする。

（改正）

第６条　この要領は、総会の決議により改正することができる。

付則　この要領は、平成　２年６月１８日より施行する
付則　この要領は、平成１６年４月２３日より施行する
付則　この要領は、平成１７年４月２１日より施行する
付則　この要領は、平成１８年４月２０日より施行する
付則　この要領は、平成２８年７月　１日より施行する
付則　この要領は、平成２９年４月　１日より施行する